

第2部 第三次和光市食育推進計画

第1章 第三次和光市食育推進計画中間見直しにあたって

1 中間見直しの目的（P.106）

①国の動向

国は平成 17 年に食育基本法を定めるとともに、食育基本法第 16 条 1 項に基づき、食育推進基本計画を作成しています。第 1 次計画は平成 18 年 3 月より 5 年間、第 2 次計画は平成 23 年から 5 年間、第 3 次計画は平成 28 年から 5 年間、第 4 次計画は令和 3 年から令和 7 年まで実施しています。

第 4 次食育推進計画の基本的な方針（重点事項）

①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）

②持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）

③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

これらを SDGs の考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持ちながら総合的に推進

※食育の推進は我が国の「SDGs アクションプラン 2021」（令和 2 年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）の中に位置付けられており、SDGs の達成に寄与するものとなっています。

②県の動向

県は食育基本法第 17 条に基づき、第 1 次計画を平成 20 年から 5 年間、第 2 次計画を平成 25 年から 3 年間、第 3 次計画を平成 28 年から 3 年間、第 4 次計画を平成 31 年から 5 年間実施し、第 5 次計画からは令和 6 年から 6 年間の計画として上位計画である地域保健医療計画に組み込み、取組や指標の管理を一体的に行うことができるようにしました。

【基本理念】

「生涯を通じた心身の健康を支える食育」と「持続可能な食を支える食育」の推進を図り、食への理解と感謝の念を深めることにより、「食育で豊かな健康づくり」を目指します。

【基本方針】

(1)生涯を通じた健康を支える～食育が健康づくりの第 1 歩～

(2)持続可能な食を支える～食育で育む食と未来～

(3)正しい知識を養う～食育を通じた知識の習得～

《見直し内容》

国・県の計画内容を反映するため、第二次健康わこう 21 計画に合わせ、計画期間を見直します。（再掲）

第2章 計画の理念・方針

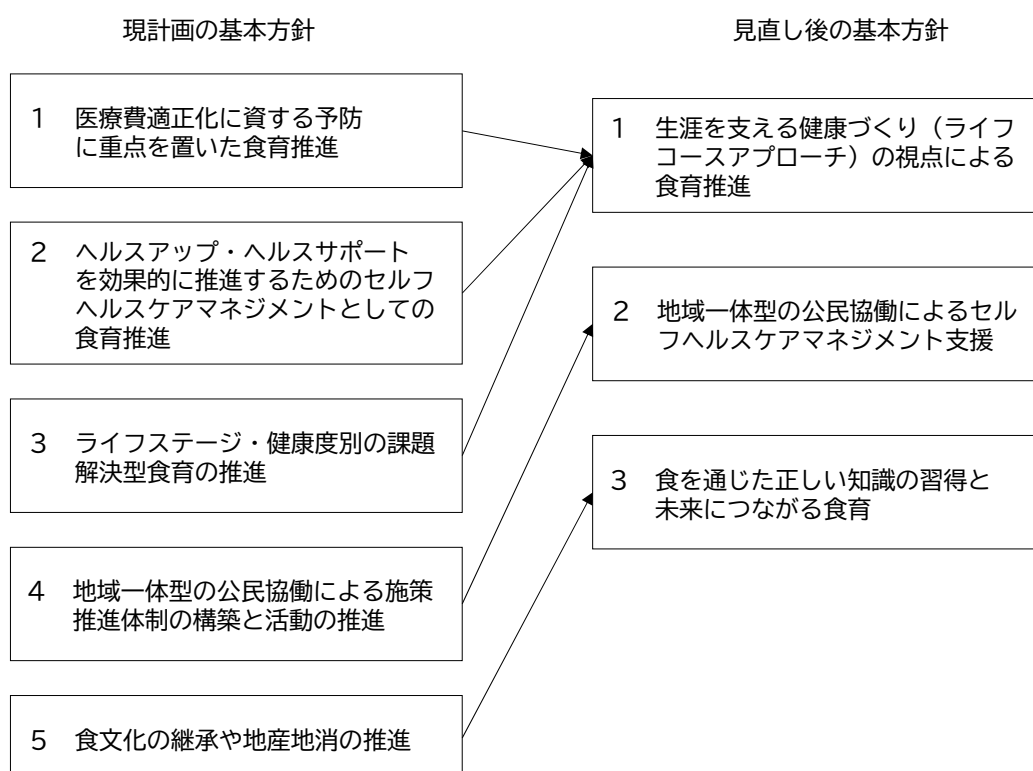
1 計画の基本理念（計画書 P.109）

『地域包括ケアシステムの構築による総合的な健康づくりと健康社会の実現』

（健康わこう 21 計画再掲）

中間見直しにおいても、当初の基本理念は踏襲します。

2 計画の基本方針（計画書. P109）



【見直しの概要】

健康や食を取り巻く環境や状況の変化に伴い基本方針を見直すとともに、国の第4次食育推進基本計画の重点事項やSDGsの考え方を踏まえた内容に変更しました。また、疾病に対する「保健指導や個別栄養マネジメント」に係る部分は、健康わこう21計画の＜領域2＞疾病の早期発見・早期対応に関する取組・＜領域3＞脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の重症化予防に関する取組に包含しました。

また、国、県の方向性を踏まえ、災害時の備蓄や共食の推進、食品ロス等、「持続可能な食」と「食を通じた知識の習得」の視点を基本方針に追加しました。

《見直しの内容》

【変更前の基本方針】

- 1：「医療費適正化に資する予防に重点を置いた食育推進」
- 2：「ヘルスアップ・ヘルスサポートを効果的に推進するためのセルフヘルスマネジメントとしての食育推進」
- 3：「ライフステージ・健康度別の課題解決型食育推進」

↓

【変更後の基本方針】（1～3を1つに統合しました）

「生涯を支える健康づくり（ライフコースアプローチ）の視点による食育推進」

疾病に対しての保健指導に係る方針は、健康わこう21計画の「＜領域2＞疾病の早期発見・早期対応に関する取組」・「＜領域3＞脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の重症化予防に関する取組」の事業に包含します。

食育推進計画では、ライフコースアプローチの視点から、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの健康づくりと、生涯を通じた健康づくりとの2つの視点から、市民1人ひとりが健康的な食生活と基本的な生活習慣を営む力を育み、切れ目のない食育を推進します。

【変更前の基本方針】

- 4：「地域一体型の公民協働による施策推進体制の構築と活動の推進」

↓

【変更後の基本方針】

「地域一体型の公民協働によるセルフヘルスマネジメント支援」

健康わこう21計画の基本方針である『「セルフヘルスマネジメント」の普及による食育と連動した生活習慣病予防の強化』と連動した取組を行うため、個人が自己の健康に関心を持ちながら、自然に健康になれるよう食育推進コンソーシアムを活用した食環境整備を推進します。

【変更前の基本方針】

- 5：食文化の継承や地産地消の推進

↓

【変更後の基本方針】

「食を通じた正しい知識の習得と未来につながる食育」

伝統的な食文化や地産地消、食循環への理解を次世代に継承し、食への感謝・関心を深め、生涯豊かな食生活が送れるような食育を推進します。

第3章 現状と課題

1 市民調査から見る現状と課題

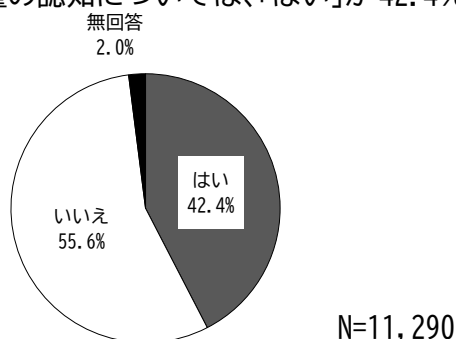
(1) 絆調査から見る現状

絆調査結果の分析・クロス集計において、全体の回答数には、項目未回答者が含まれるため、各項目（例：北エリア、中央エリア、南エリア）の回答数と全体の回答数に差が生じます。

以降、絆調査結果を参考引用部分も同様です。

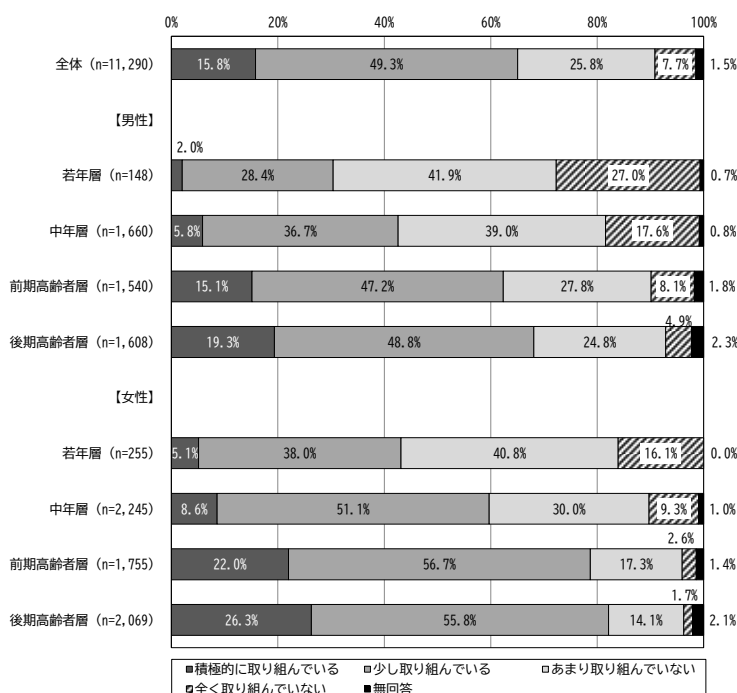
問 厚生労働省推奨の食塩摂取目標量(男性 7.5g、女性 6.5g)はご存知ですか。

厚生労働省推奨の食塩摂取目標量の認知については、「はい」が42.4%に対し、「いいえ」が55.6%となっています。



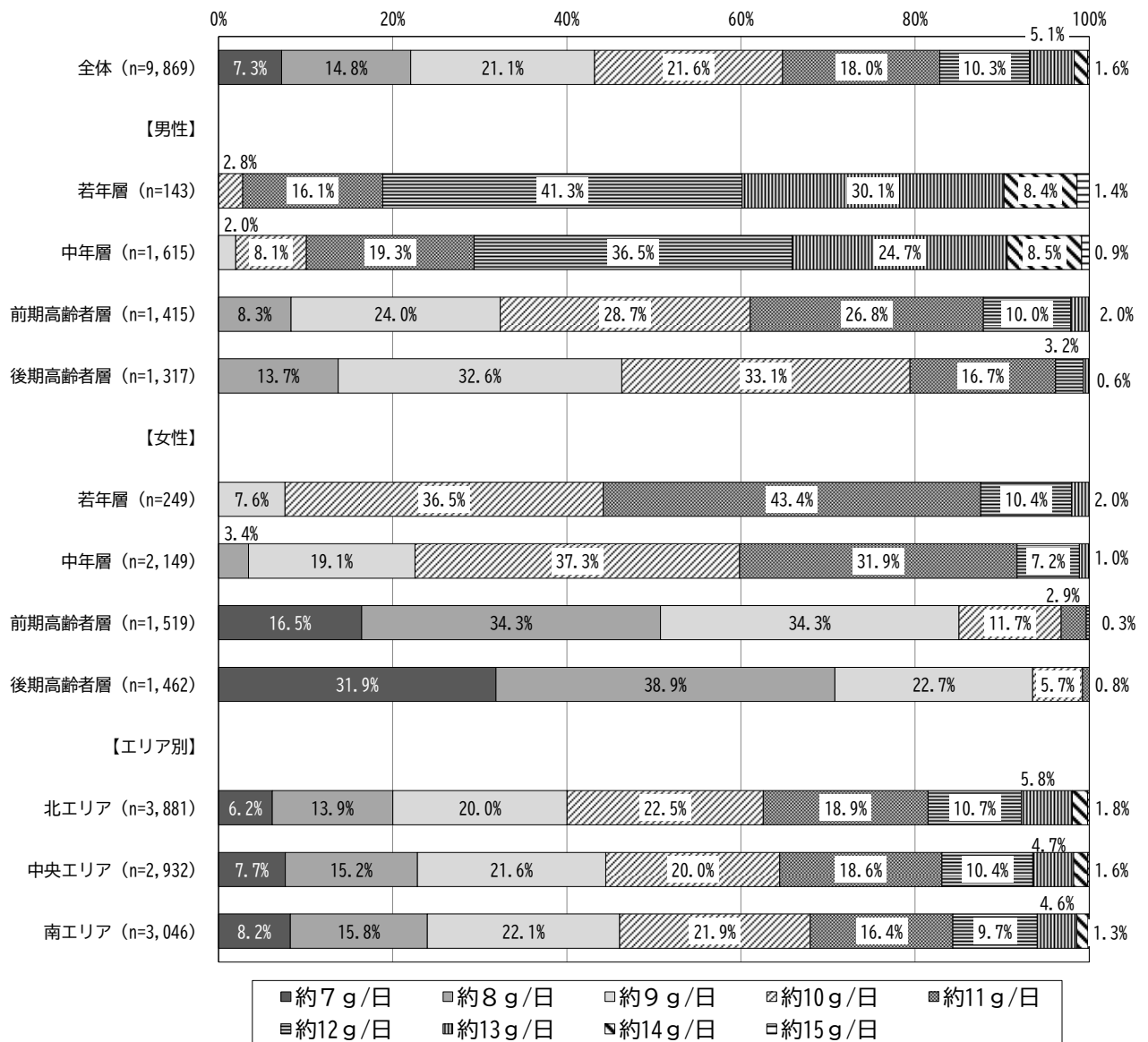
問 普段の食事において減塩に取り組んでいますか。(例：塩分表示を確認する、調味料を計量する、汁物を飲む回数を減らす等)

減塩に取り組んでいる人（積極的に取り組んでいる+少し取り組んでいる）は、6割以上となっています。男女とも年齢が上がるにつれ、取り組んでいる人が多くなっていますが、若年層では、男性が約3割、女性が約4割となっています。

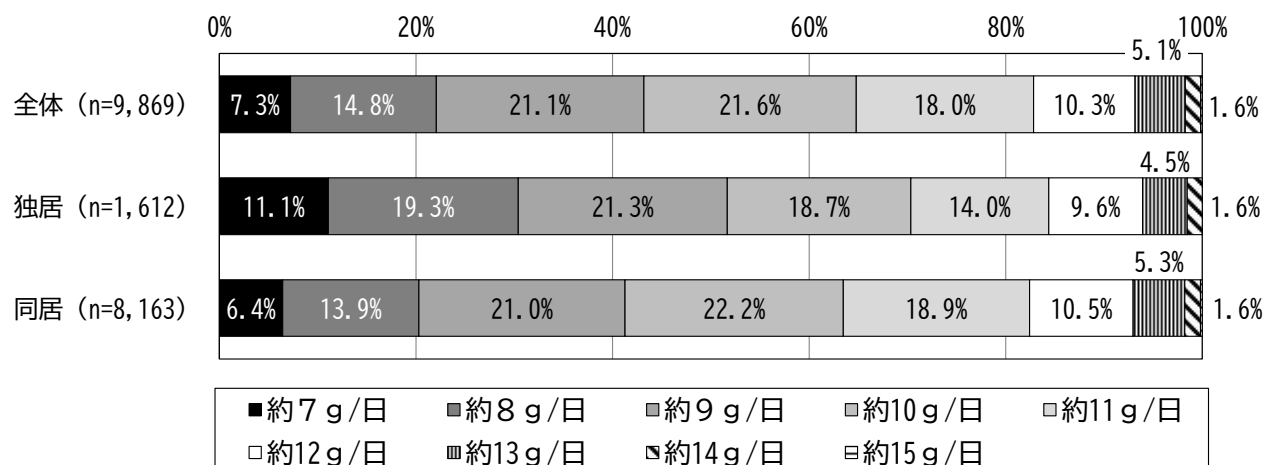


●食塩摂取量について

食塩摂取量は全体で、10gが最も多い割合となっています。若年層の男性では約8割が12gを超えています。中年層の男性では約7割が12gを超えています。



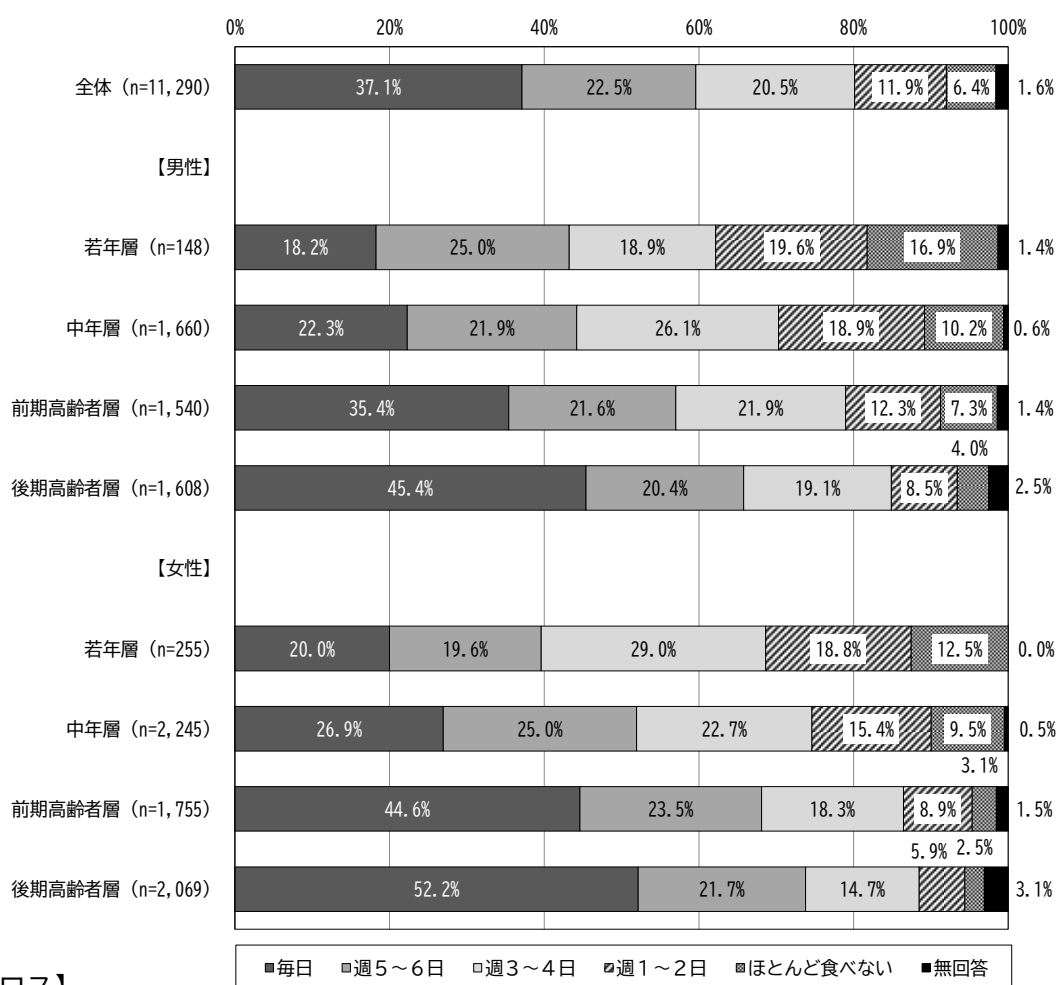
【世帯別クロス】



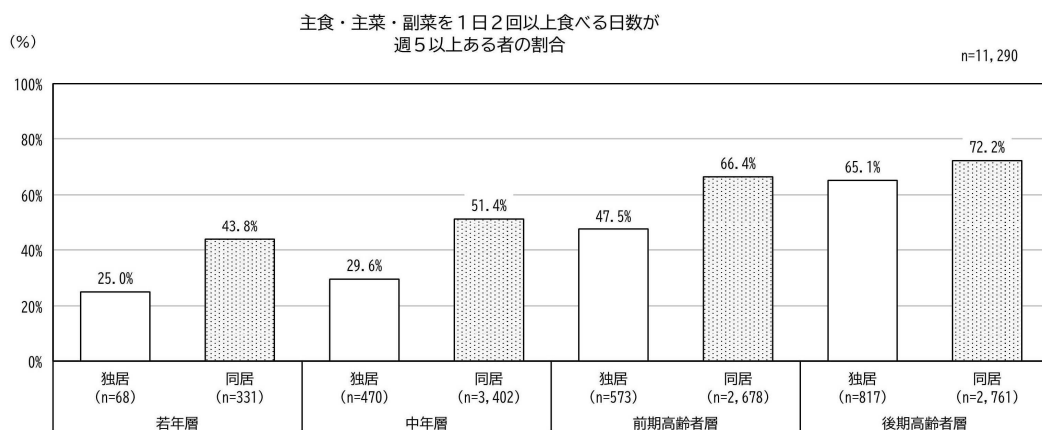
問 主食(ごはん・麺など)・主菜(主なおかず)・副菜(小鉢等のおかず)を組み合わせた食事を1日2回以上食べる日数は週にどれくらいですか。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる日数は、「毎日」という回答が最も多く、「週5～6日」と合わせると約6割の人が週5日以上食べるとしています。年齢別では年齢が上がるに従い週5日以上という回答が多くなっており、男女別では、男性よりも女性の方がやや多くなっています。しかし、男女ともに若年層・中年層では「毎日」という回答が少なくなっています。

世帯別では、週5回以上食べている割合は、独居よりも同居の人が多い結果となっています。特に、若年層・中年層では、独居の人が低い傾向となっています。

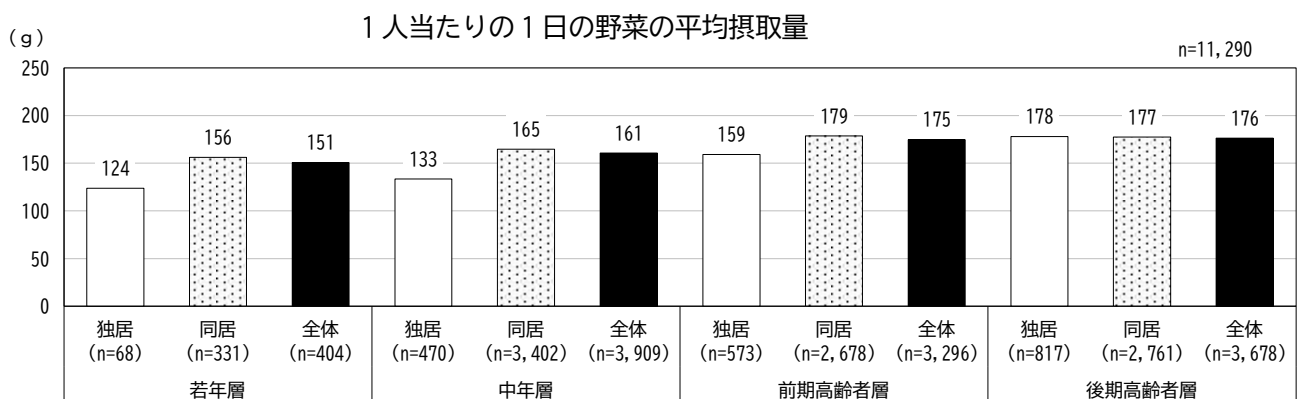
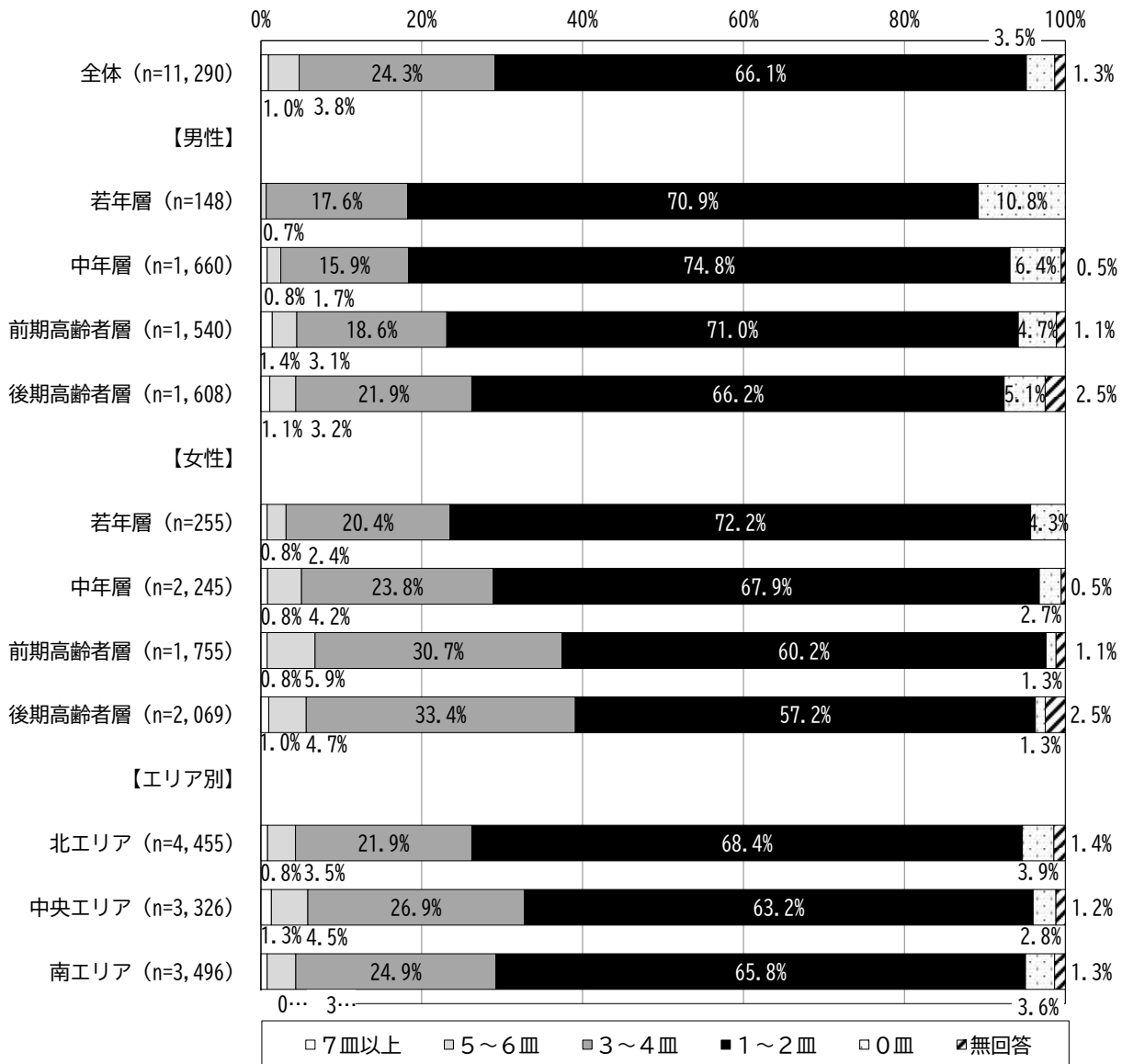


【世帯別クロス】



問 普段、野菜料理を1日に何皿（1皿は80gで小鉢1個程度）食べますか。

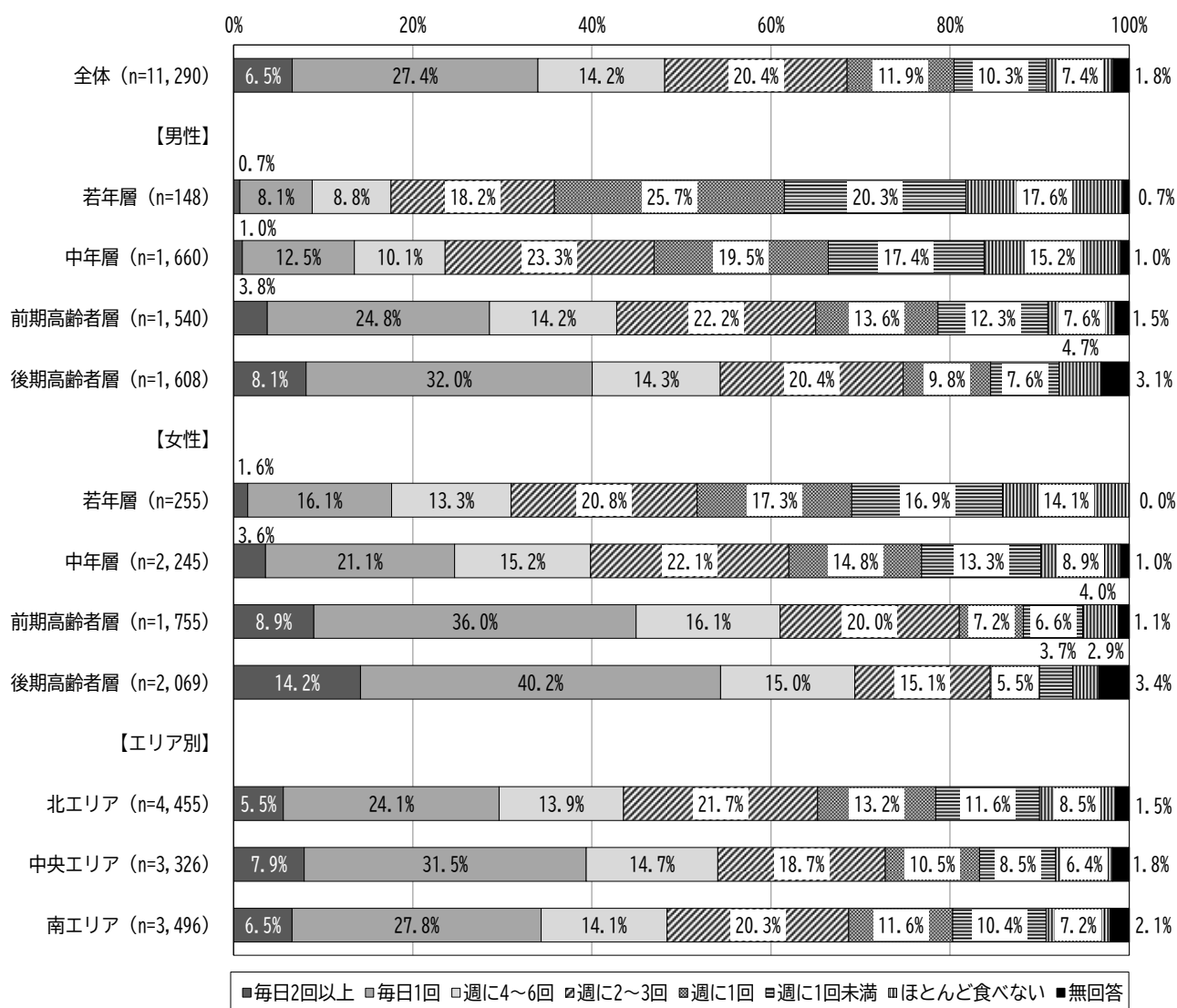
野菜の摂取量では、厚生労働省が推奨している1日350g以上（5皿以上）食べている人は全体の約5%となっています。特に、男性では若年層が0.7%、中年層が2.5%と低くなっています。



問 果物(生鮮・缶づめ。トマトは含まない)をどれくらいの頻度で食べていますか。
(最近1週間ぐらいの食事について)

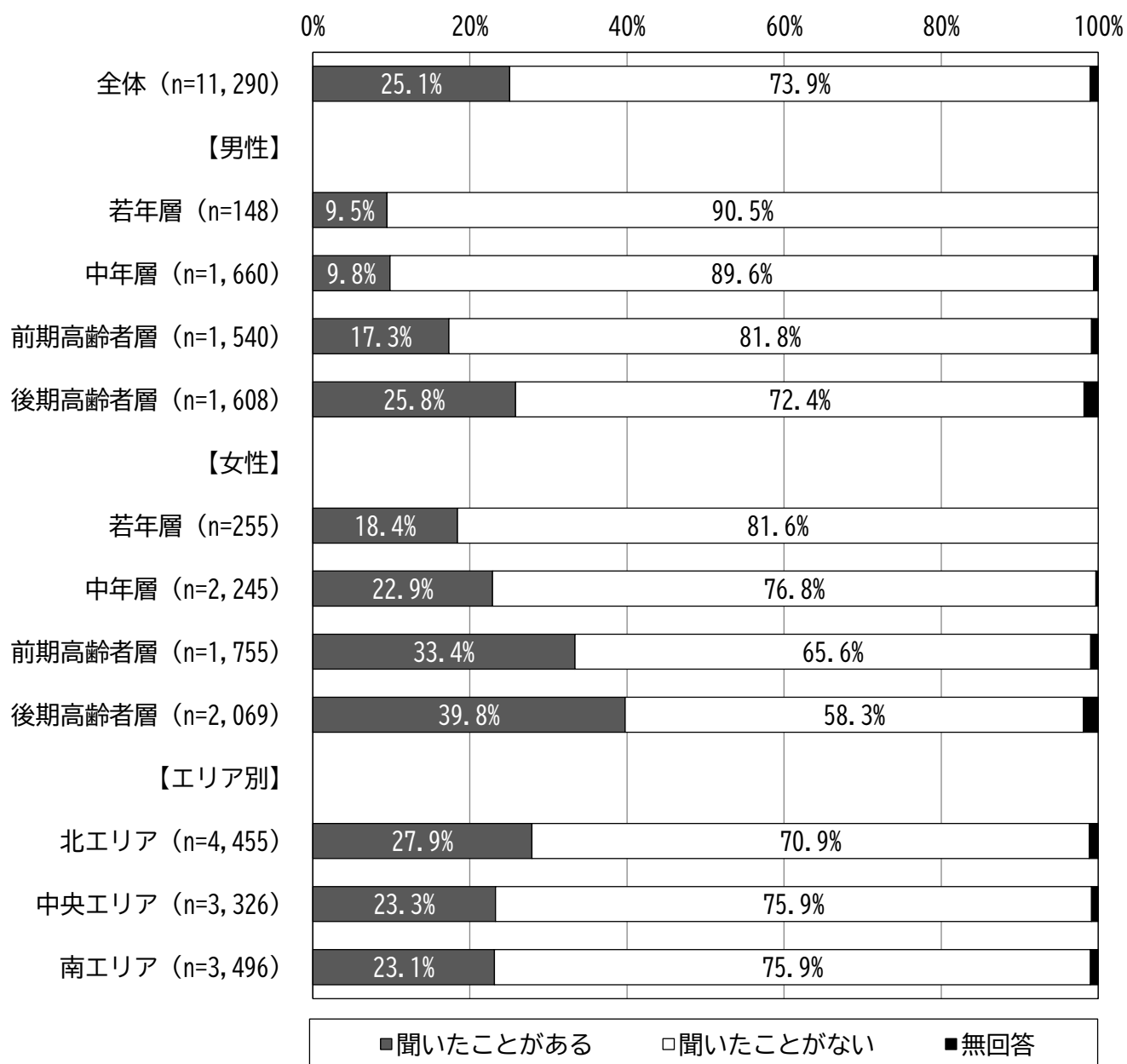
果物の摂取頻度は、男女ともに年齢が上がるにつれて多くなっています。後期高齢者層では「毎日1回以上」という回答は男女とも4割以上となっています。

一方、若年層では「毎日2回以上」という回答は、男性で1割以下、女性で2割以下となっています。



問 「わこう食育推進店」※をご存じですか。

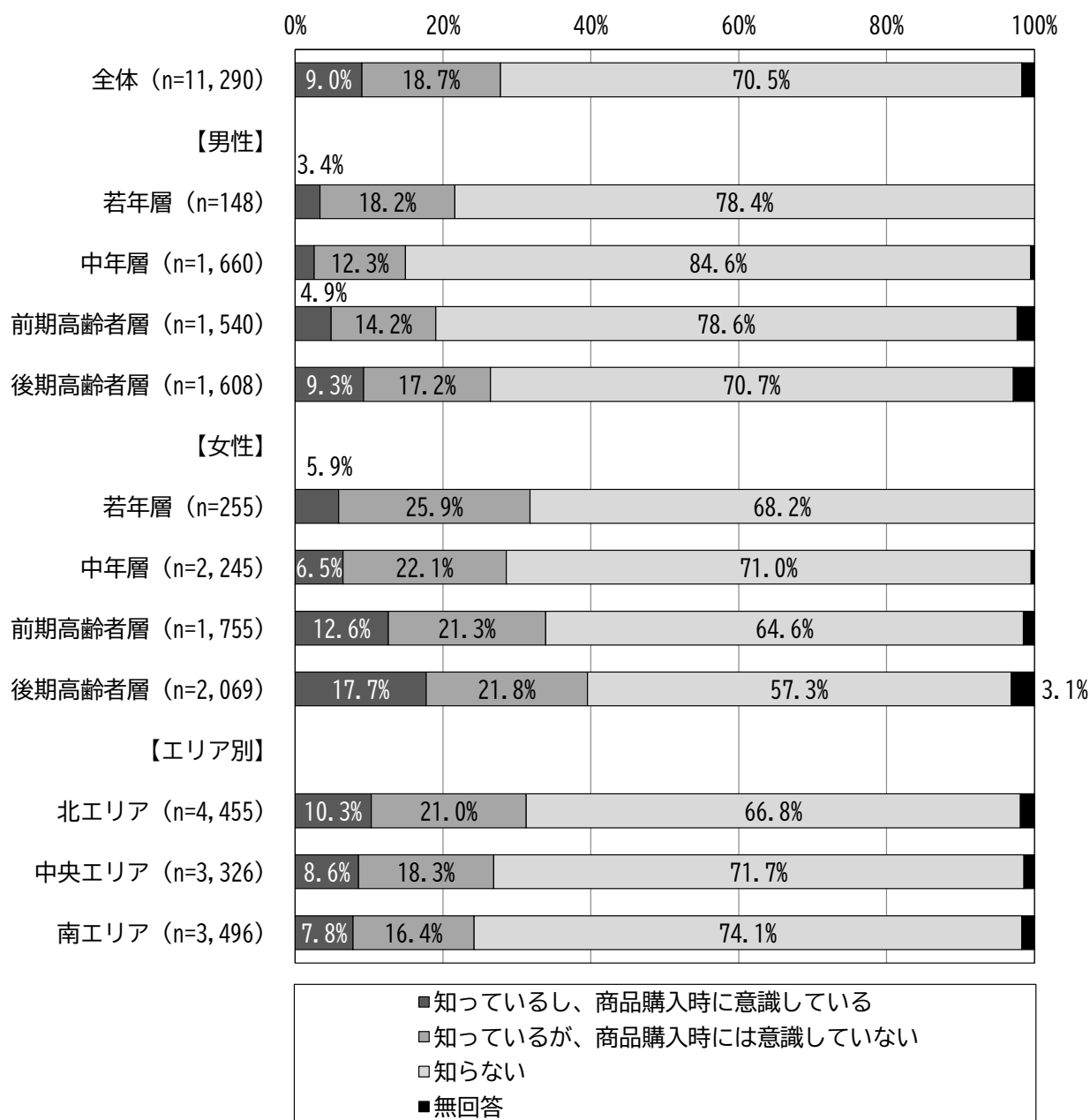
わこう食育推進店の認知度は25.1%と4人に1人に留まっています。年代別に見ると、年齢が上がるに従い、認知度も上がっています。なお、全体的に男性よりも女性の方が認知度が高くなっています。



※健康に配慮した商品やメニュー、健康に関する情報等を提供しているお店。

問 「食育認定マーク」※をご存じですか。

食育認定マークの認知度は、27.7%となっています。年代別で見ると、概ね、年代が上がるに従い「知っている」という回答が多くなっています。

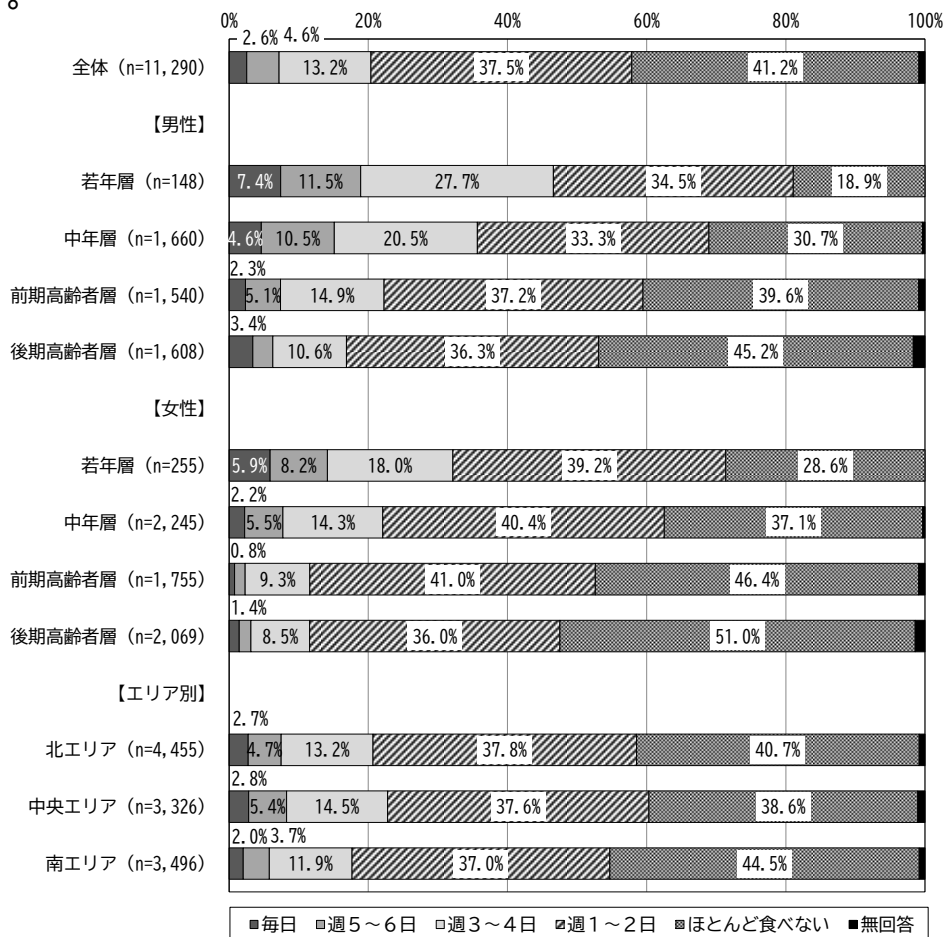


※健康に配慮した商品など、市の基準を満たすものに対して付与されたマーク。

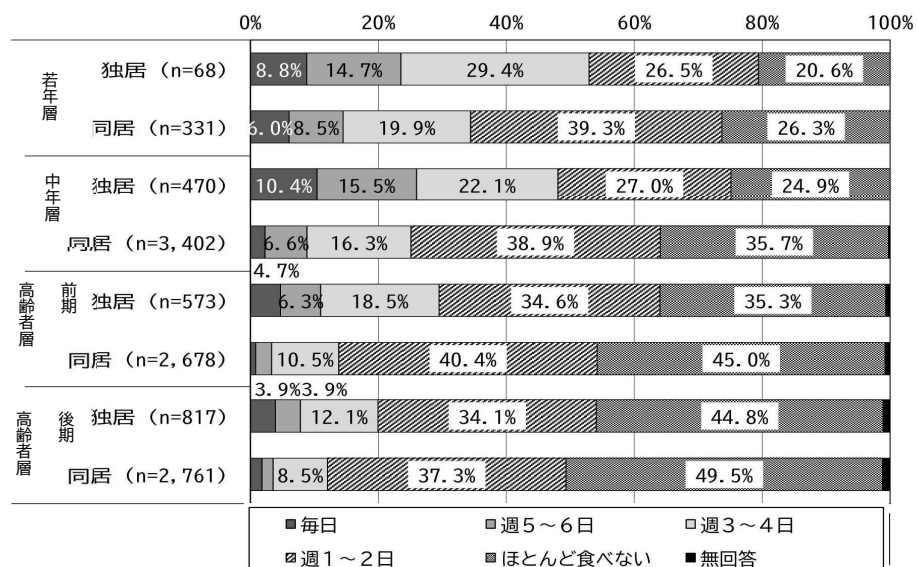
問 普段、デリバリー等の宅配やコンビニ・スーパー等で売っているお惣菜や弁当を買って食べますか。

デリバリー等の宅配やコンビニ・スーパー等で売っているお惣菜や弁当を買って食べる頻度については「ほとんど食べない」が41.2%と最も多く、次いで「週1～2日」が37.5%、「週3～4日」が13.2%となっています。

世帯別でみると、独居の若年層・中年層では、約半数が週3回以上購入したものを食べています。

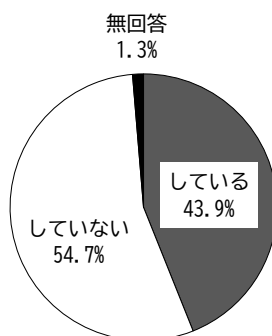


【世帯別クロス】



問 埼玉県産や和光市産の農作物を意識して購入しますか(自家栽培も含む)。

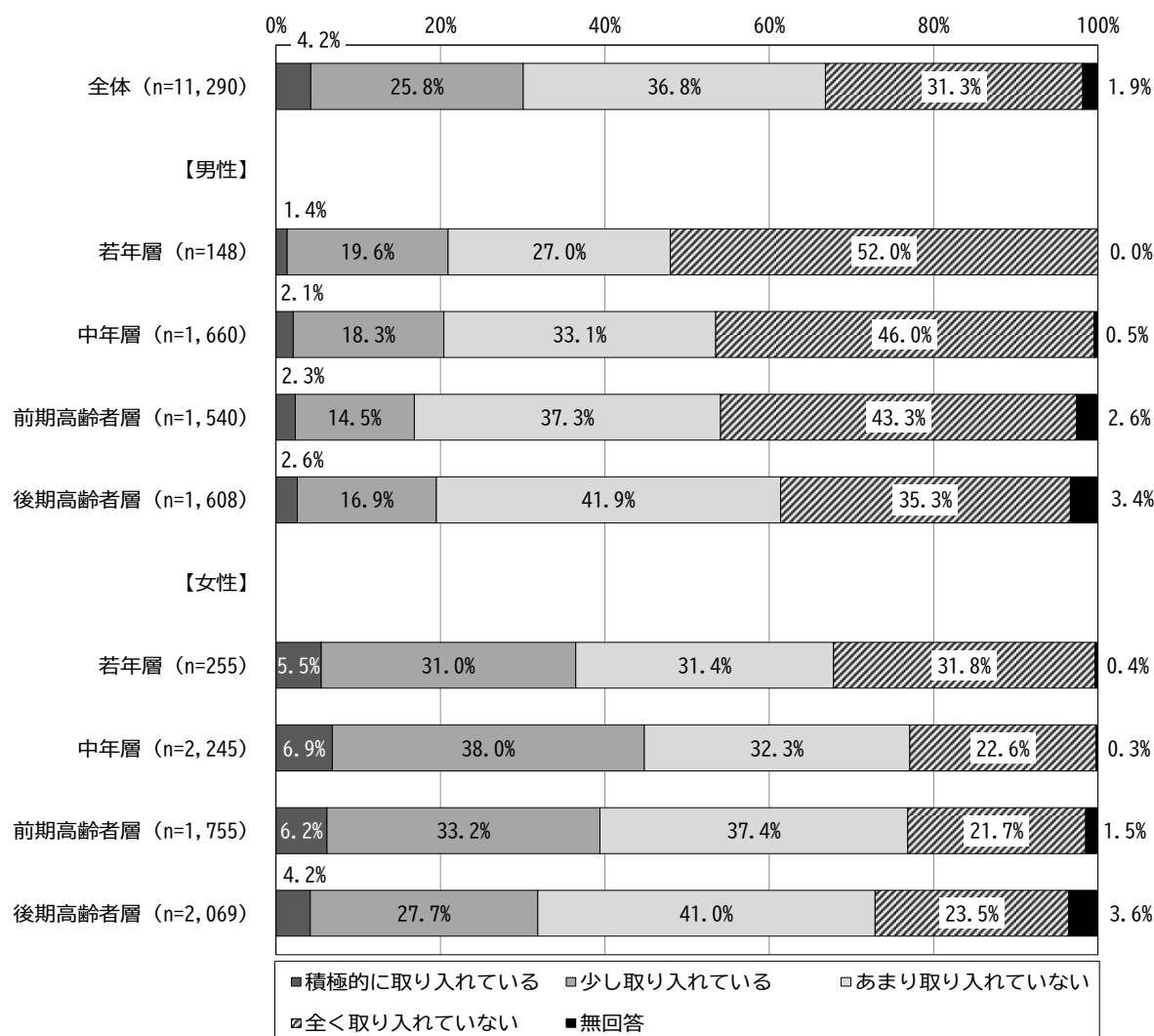
埼玉県産や和光市産の農作物の購入では、「意識して購入している」という人は 4 割以上となっています。



N=11,290

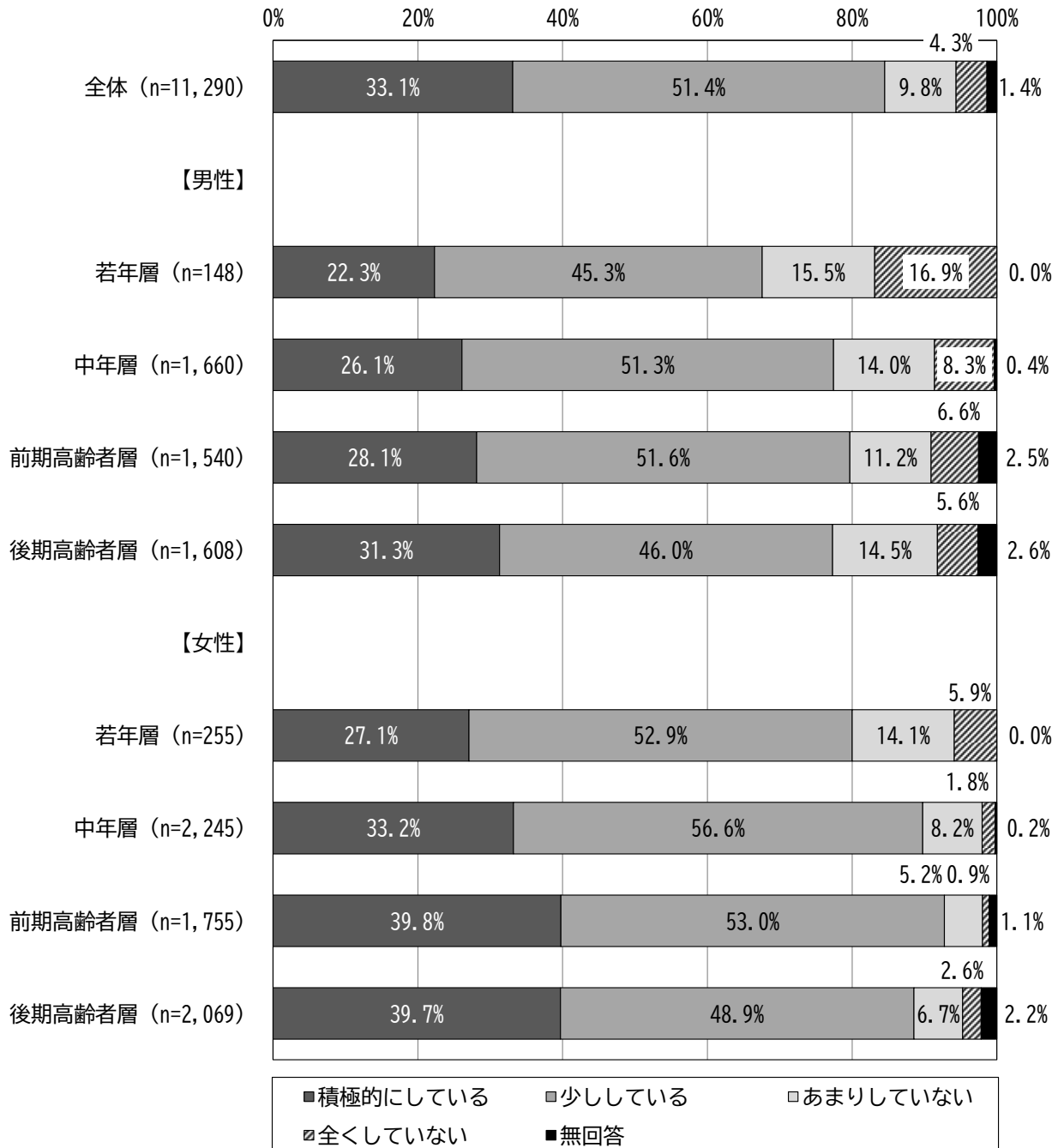
問 行事食や郷土料理等、地域の伝統料理を食卓に取り入れていますか。

「行事食や郷土料理等、地域の伝統料理を食卓へ取り入れているか」では、約 3 割の人が取り入れている（積極的に取り入れている+少し取り入れている）としています。性別では、男性よりも女性が多く、女性の中年層が最も取り入れているとしています。なお、男性は全世代通じて取り入れている人は約 2 割となっています。



問 食品ロスを減らすために、何らかの行動をしていますか。

食品ロスを減らすための行動としては、8割以上の人が行動している（積極的にしている+少ししている）としています。行動している人について、性別では男性よりも女性が多くなっていますが、男女とも若年層がやや少なくなっています。



(2) 食育アンケート（小学5年生・中学2年生）から見る現状

1) 「食育アンケート（小学5年生・中学2年生）」概要

①目的

学齢期の食生活に関する実態を把握し、課題を明らかにするとともに、今後の食育推進の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

②調査期間

令和5年6月1日（木）～令和5年8月31日（木）

③調査方法

児童・生徒に貸与しているタブレットを利用した Web 回答方式（GoogleForms 利用）

④調査対象者

和光市内の小学校・中学校に通う児童・生徒
（小学生 699 人、中学生 647 人）

⑤回収数

小学校

学校名	回収数
北原小学校	68
新倉小学校	44
下新倉小学校	87
白子小学校	68
本町小学校	66
広沢小学校	61
第三小学校	43
第四小学校	50
第五小学校	53
合計	540

中学校

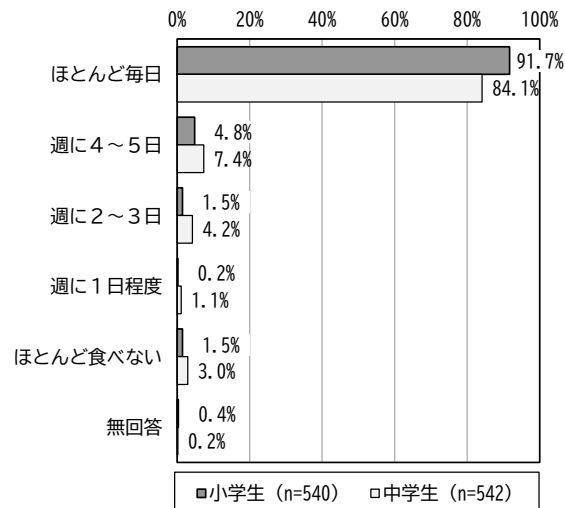
学校名	回収数
大和中学校	252
第二中学校	143
第三中学校	147
合計	542

2) 食育アンケート（小学5年生・中学2年生）結果

問 いつも朝食を食べていますか。（お茶や水を除く）

朝食を食べている頻度について小学生は、「ほとんど毎日」が91.7%と最も多く、次いで、「週に4～5日」が4.8%、「週に2～3日」、「ほとんど食べない」がともに1.5%となっています。

中学生は、「ほとんど毎日」が84.1%と最も多く、次いで、「週に4～5日」が7.4%、「週に2～3日」が4.2%となっています。

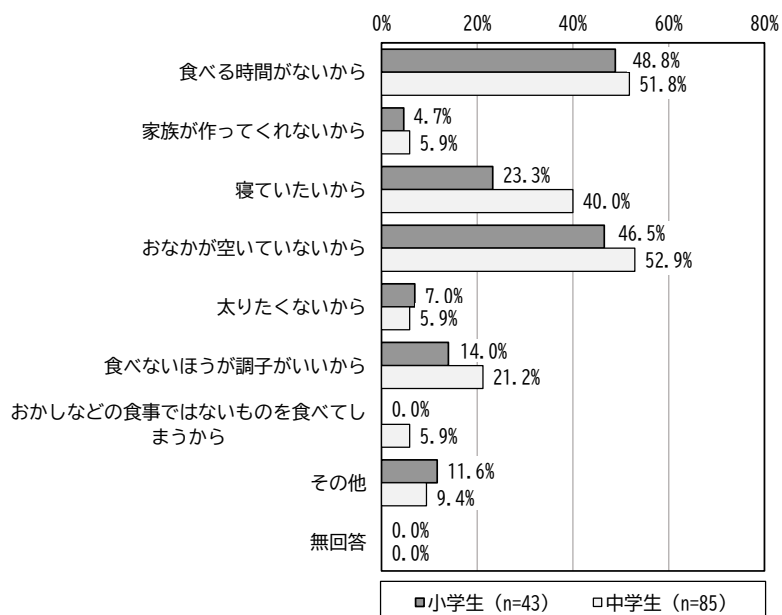


前問で「ほとんど毎日」以外を選択した方の回答

問 その理由を教えてください。

朝食を毎日食べない理由について小学生は、「食べる時間がないから」が48.8%と最も多く、次いで、「おなかが空いていないから」が46.5%、「寝ていたいから」が23.3%となっています。

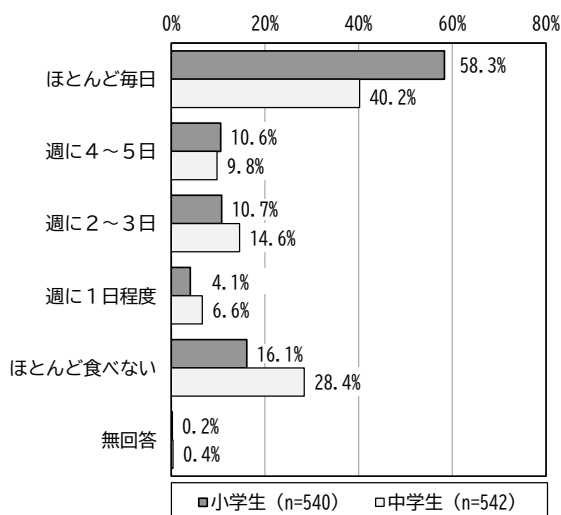
中学生は、「おなかが空いていないから」が52.9%と最も多く、次いで、「食べる時間がないから」が51.8%、「寝ていたいから」が40.0%となっています。



問 朝食を家族と一緒に食べることはどのくらいありますか。

朝食を家族と一緒に食べる頻度について小学生は、「ほとんど毎日」が 58.3%と最も多く、次いで、「ほとんど食べない」が 16.1%、「週に 2～3 日」が 10.7%となっています。

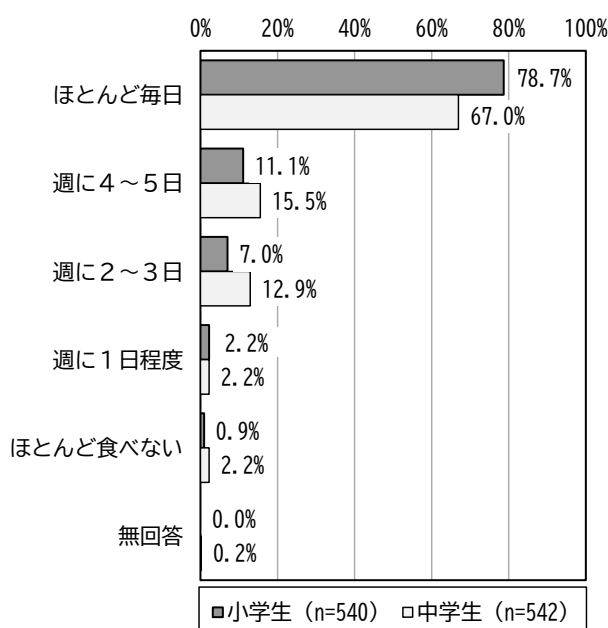
中学生は、「ほとんど毎日」が 40.2%と最も多く、次いで、「ほとんど食べない」が 28.4%、「週に 2～3 日」が 14.6%となっています。



問 夕食を家族と一緒に食べることはどのくらいありますか。

夕食を家族と一緒に食べる頻度について小学生は、「ほとんど毎日」が 78.7%と最も多く、次いで「週に 4～5 日」が 11.1%、「週に 2～3 日」が 7.0%となっています。

中学生は、「ほとんど毎日」が 67.0%と最も多く、次いで、「週に 4～5 日」が 15.5%、「週に 2～3 日」が 12.9%となっています。



1週間の半分以上、朝食・夕食を家族ととらない小学生は、43人で全体の8.0%でした。中学生では、77人で全体の14.2%でした。

小学生

家族との食事頻度		夕食を家族ととる頻度					総計
		週0回	週1回	週2-3回	週4-5回	ほぼ毎日	
朝食を家族ととる頻度	週0回	4	2	12	17	52	87
	週1回	1	4	3	2	12	22
	週2-3回	0	3	14	8	33	58
	週4-5回	0	2	4	22	29	57
	ほぼ毎日	0	0	5	11	299	315
	総計	5	11	38	60	425	539

未回答 1

中学生

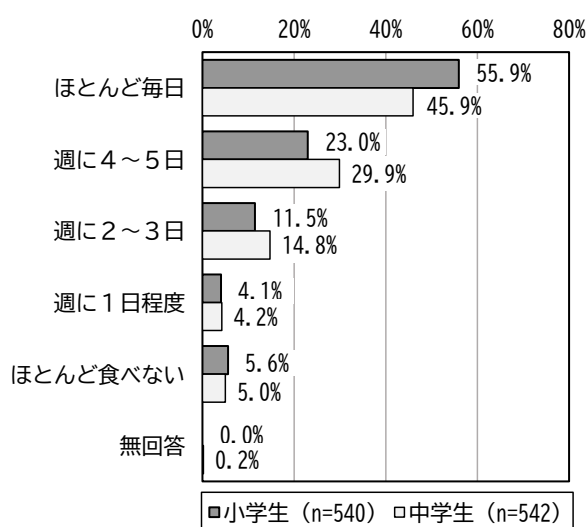
家族との食事頻度		夕食を家族ととる頻度					総計
		週0回	週1回	週2-3回	週4-5回	ほぼ毎日	
朝食を家族ととる頻度	週0回	12	5	25	26	86	154
	週1回	0	3	7	5	21	36
	週2-3回	0	3	22	17	36	78
	週4-5回	0	0	5	18	30	53
	ほぼ毎日	0	1	11	17	189	218
	総計	12	12	70	83	362	539

未回答 3

問 1日に2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べる日は1週間に何回ありますか。

1日に2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度について小学生は、「ほとんど毎日」が55.9%と最も多く、次いで、「週に4～5日」が23.0%、「週に2～3日」が11.5%となっています。

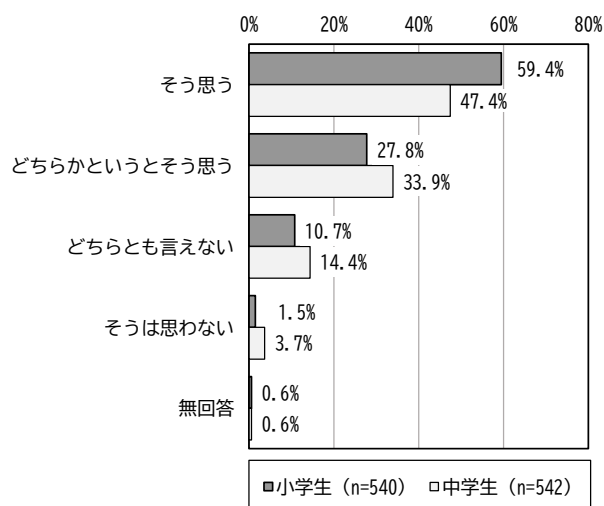
中学生は、「ほとんど毎日」が45.9%と最も多く、次いで、「週に4～5日」が29.9%、「週に2～3日」が14.8%となっています。



問 あなたは「よい食生活」をおくっていると思いますか。

「よい食生活」をおくっていると思うかについて小学生は、「そう思う」が59.4%と最も多く、次いで、「どちらかというと思う」が27.8%、「どちらとも言えない」が10.7%となっています。

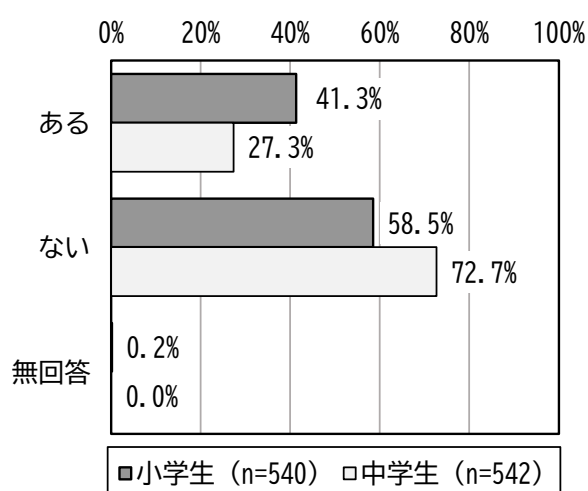
中学生は、「そう思う」が47.4%と最も多く、次いで、「どちらかというと思う」が33.9%、「どちらとも言えない」が14.4%となっています。



問 和光市内で行われている食育に関するイベントや、体験活動、教室に参加したり、利用したりしたことはありますか。

和光市内で行われている食育に関するイベントや、体験活動、教室に参加したり、利用したりしたことはあるかについて小学生は、「ある」が41.3%に対し、「ない」が58.5%となっています。

中学生は、「ある」が27.3%に対し、「ない」が72.7%となっています。

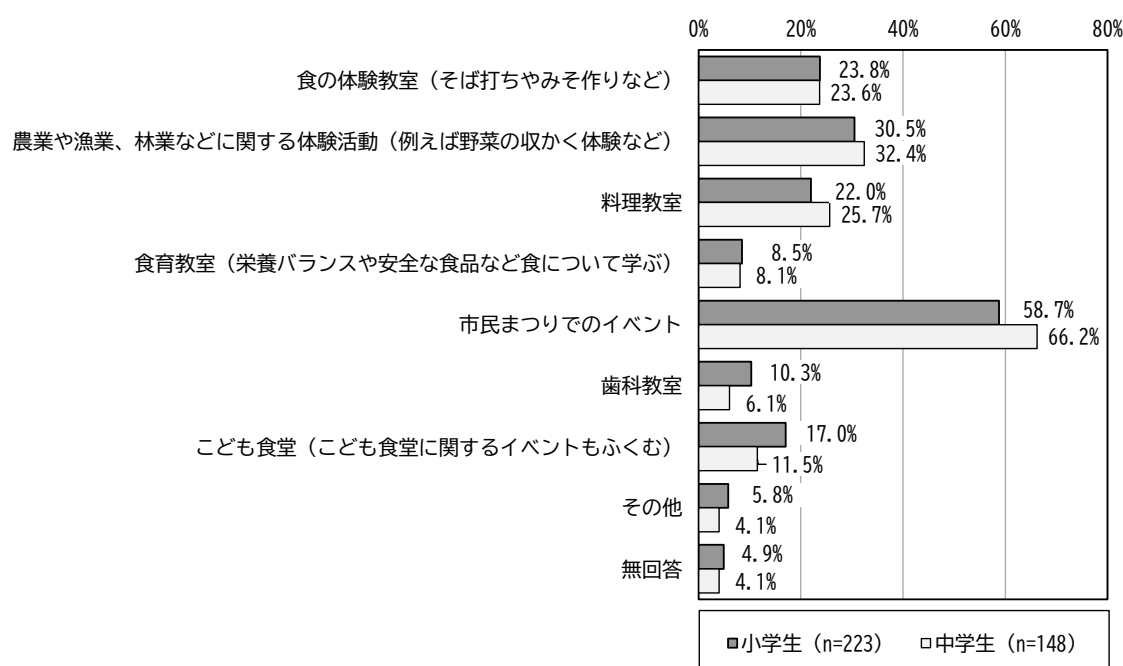


前問で「ある」を選択した方の回答

問 参加や利用したことがあるものについて、下から選んでください。

参加や利用したことがあるものについて小学生は、「市民まつりでのイベント」が58.7%と最も多く、次いで、「農業や漁業、林業などに関する体験活動（例えば野菜の収穫体験など）」が30.5%、「食の体験教室（そば打ちやみそ作りなど）」が23.8%となっています。

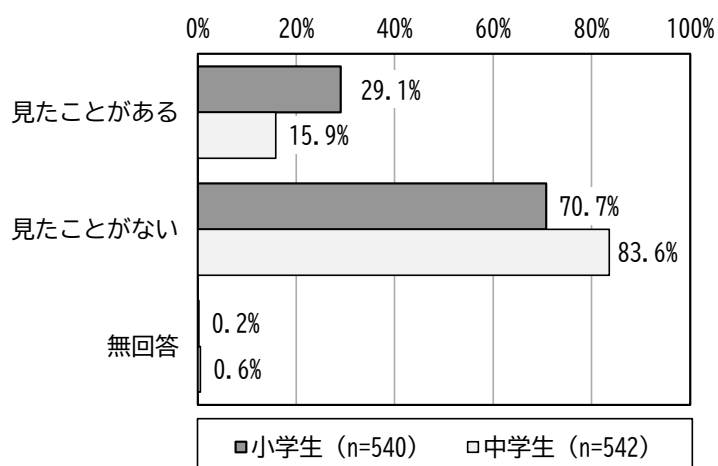
中学生は、「市民まつりでのイベント」が66.2%と最も多く、次いで、「農業や漁業、林業などに関する体験活動（例えば野菜の収穫体験など）」が32.4%、「料理教室」が25.7%となっています。



問 スーパーなどの買い物の時に、わこうっちの減塩等のマークを見たことがありますか。

スーパーなどの買い物の時に、わこうっちの減塩等のマークを見たことがあるかについて小学生は、「見たことがある」が29.1%に対し、「見たことがない」が70.7%となっています。

中学生は、「見たことがある」が15.9%に対し、「見たことがない」が83.6%となっています。



(3) 和光市の食生活を巡る課題

① 絆調査から見える課題

- ・食塩摂取量の目標量を知っている人は約 4 割にとどまっていることから、食塩摂取量のさらなる周知が必要です。
- ・減塩に取り組んでいる人は約 6 割となっていますが、若年層では少ないため、特に若年層への減塩への取組み周知が必要です。
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上食べる日数は、約 6 割の人が週 5 日以上食べるとしていますが、男女ともに若年層、中年層で少ない傾向があるためバランスのよい食事の普及啓発が必要です。
- ・野菜の摂取量については、厚生労働省が目標としている 350g を超えている人は約 5%となっており、特に男性が少ない傾向にあります。野菜の摂取はバランスのよい食事にも影響するため、野菜の摂り方を啓発していくことが必要です。
- ・わこう食育推進店の認知度は 25.1%、食育認定マークの認知度は 27.7%と、いずれも 3 割以下となっています。しかし、平成 31 年に行われた調査では、食育推進店で 16.4%、食育認定マークで 12.2%であったので、認知度は少しずつ上がってきています。一方で、認定マークを認知していてもその商品を購入する人は約 1 割に留まっており、食育認定マークの周知に加え、食育認定商品を利用するメリットなどの啓発が必要です。
- ・埼玉県産、和光市産の農産物を意識して購入する人は半数以下に留まっており、食育のための地産地消の取組みを啓発していくことが重要です。
- ・郷土料理等を食卓に取り入れている人は約 3 割となっており、特に男性が少なくなっていることから、男性に向けた啓発を進めていく必要があります。
- ・食品ロスへの取組みは男女ともに若年層が少ない傾向があるため、効果的な周知のあり方について検討していく必要があります。

②食育アンケート（小学5年生・中学2年生）から見える課題

- ・朝食を毎日食べない小学生は8.0%、中学生は15.7%となっており、食べない理由としては、小中学生ともに食べる時間がない、おなかが空いていないという回答が多くなっています。朝食は1日の活力の源や、基本的な生活習慣の形成に繋がることから、全ての小中学生や親世代に向け、朝食の大切さとともに、共食の必要性も伝えていくことが必要です。
- ・朝食を家族と食べる小学生は約6割、中学生は約4割、夕食を家族と食べる小学生は約8割、中学生は約7割となっています。家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、「共食」を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなるため、共食について啓発していくことが必要です。
- ・1日に2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度について「ほとんど毎日」と回答した小学生は約56%、中学生は約46%となっています。また、「よい食生活」をおくっていると思うかについて「そうは思わない」と回答した小学生は1.5%、中学生は3.7%となっています。バランスのよい食生活は食育の基本のため、正しい食生活について啓発していくことが必要です。
- ・和光市内で行われている食育に関するイベントや、体験活動、教室に参加したり、利用したりしたことがある小学生は約4割、中学生は約3割となっており、その内容としては、「市民まつりでのイベント」、「農業や漁業、林業などに関する体験活動」、「食の体験教室」という回答が多くなっています。食に関する体験はフードチェーン（食品の供給工程）を理解することにもつながるため、様々な体験ができるようイベント等の充実が必要です。
- ・減塩等の認定マークの認知度は小学生が約30%、中学生が約16%となっており、減塩の推進のために世代を問わず認定マークを啓発していくことが必要です。

第4章 計画前期の達成状況と見直し（計画書 P.120～124）

1 各項目の達成状況

(1) ライフステージ及び健康度に応じた食育の推進

1) 食に関する知識の普及・啓発及び伝統的食文化の継承（計画書 P.120）

具体的施策		評価	R3、R4 年度の実績
乳幼児期 (0～6 歳)	成長・発達に応じた離乳食・幼児食の支援	○	乳幼児健診（4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、3 歳児）で、離乳食教室や栄養相談及び啓発のためのチラシを配布し、情報提供をしました。また、子育て世代包括支援センターで実施している赤ちゃん学級では、管理栄養士が参加し、赤ちゃんの食事等について講話や相談を行っています。
	保育園等における食育推進事業	○	保育園では、保育や給食を中心として児に対する食育（生活リズム形成や食の興味・関心、和食・行事食の伝承など）を実施しています。また、保護者や子育て家庭に向け、レシピ集の発行や給食献立表、おたよりの配付、園開放等で育児相談などを実施しています。市内保育施設等や子育て世代支援センターと連携し、引き続き実施していきます。
	わこう版ネウボラによる個別栄養支援	○	健康リスクや育児の負担について、母子手帳交付時、プレパパママ学級や赤ちゃん学級などのネウボラ事業時、乳幼児健康診査などの機会に、母子の栄養についてリスクを把握し、適切な栄養がとれるように栄養マネジメントを実施しています。
学齢期 (7～18 歳)	学校等における食育推進事業	○	ワールドカップ大会等に合わせ、対戦国の伝統料理を給食で提供しています。また、地場産物を活用したレシピ集を作成し、保護者へ周知しています。J A直売所へ食育掲示物を作成・掲示することで、一般市民向けにも学校での食育活動を PR しました。
	生活困窮世帯支援事業	△	子ども家庭総合支援拠点の職員により、安価でも実践できる調理について指導を行っています。 貧困等による欠食や食生活の乱れがある家庭だけではなく、様々な事情をもつ家庭を含めた食に関わる支援を行っています。

2) 減塩・減糖を踏まえた個別栄養マネジメント（計画書 P.121～P.123）

具体的施策		評価	R3、R4 年度の実績
青年期 (19～39 歳) 壮年期 (40～64 歳)	定期健診結果等に基づく個別栄養マネジメント	○	一般健康相談として、電話や面談等での市民からの栄養相談を随時実施しています。
	特定健診・特定保健指導	○	特定保健指導では食生活の状況を把握のうえ、個人に合わせた改善のための目標設定やアドバイスを実施しています。また、健診結果説明会では、栄養相談を実施しています。
	脳血管疾患再発予防	○	KDB システム、特定健診等データ管理システムのデータからリスク者を抽出し、疾病及び改善に向けての情報提供及び健康相談を実施しています。
	糖尿病重症化予防	○	埼玉県共同事業に参加し、以下の方への取組を行っています。 ①糖尿病リスクの高い方で医療機関未受診または治療中断者への受診勧奨（文書・電話） ②糖尿病性腎症第2期～4期に該当すると思われる方への保健指導 ③保健指導終了者への継続支援を実施。 また、生活習慣リスク改善対策として、KDB システム、特定健診等データ管理システムのデータから糖尿病及び糖尿病性腎症の方（埼玉県共同事業対象外の者を含む）を抽出し、疾病及び改善に向けての情報提供及び健康相談を実施しています。
高齢期 (65 歳以上)	生活実態調査等に基づく個別栄養マネジメント	○	生活実態調査において、栄養状態等に健康リスクがある方に対して、介護予防事業と連動した個別栄養マネジメントを行いました。 【個別栄養マネジメント訪問件数】 (和光市事務事業評価より) R3 市町村特別給付 80 件 介護予防・生活支援サービス 199 件 R4 市町村特別給付 84 件 介護予防・生活支援サービス 222 件

(2) 公民協働による食育の推進

1) 食育推進コンソーシアム会議（計画書 P. 123～124）

【食育推進コンソーシアム会議の名称変更について】

食育推進コンソーシアム会議は、会議体での協議に留まらず、事業者ごとの取組や協働での活動を主とした推進をしていくものであることから、令和5年6月19日に「和光市食育推進コンソーシアム」に名称を変更しました。

具体的施策		評価	R3、R4 年度の実績
地域における食育の推進・普及 （わこう版食育の推進）	食育推進店、構成員での減塩・減糖プログラム推進の他、紙面・ウェブ・マスコミ等を通じた働きかけを積極的に行う。 食育月間や食育の日を活用した食育推進運動	○	【R3】国が定めている食育月間（毎年6月）には、広報わこうにて市の食育情報を特集記事にて掲載しています。10月には、市内の食育推進店、食育認定マークの取組を掲載し、食育の取組について市民への周知を図りました。また、毎月市ホームページにて減塩・減糖レシピを掲載しています。 【R4】上記の取組に加え、食育推進コンソーシアム会議に参加している店舗や施設等にて、市で作成した減塩・減糖・減脂の啓発パンフレットを、データ提供も含め約1900枚配布しました。 食育推進コンソーシアム会議に参加している団体は、平成30年3月31日時点では団体24か所・関係課所7課でしたが、令和5年10月31日時点では、団体38か所・関係課所8課となっています。
企業等と連動した食事改善プログラム	地域における減塩・減糖プログラムの提供 地域における買い方・食べ方プログラムの提供	○	【R3・R4】毎月19日には、食育推進店である市内スーパーにて、減塩・減糖レシピを配布しています。 R3はコロナ禍のため、レシピ内容の試食を中止していましたが、R5.2月より試食を再開しました。また、食育推進店では、減塩・減糖など健康に配慮した商品や、惣菜、地産地消の野菜等に対し「食育認定マーク」を掲示しています。 年2回、商品の確認作業を行い、リストを市ホームページに掲載しています。 わこう食育推進店登録拡大については、和光市商工会にも情報共有し周知を図っています。
		○	【R3.R4】市内コンビニエンスストア7店舗にて、商品を組み合わせるバランスの良い買い方ができるよう、買い方プログラムポスターを配布しています。また、砂糖摂取量や栄養バランスをチェックできるようなポップを作成し、コーヒーエリアの待ち時間に健康チェックしてもらえるようコーヒーマシン周辺への掲示を依頼しています。健康無関心層に対しても、自らの食生活について考えるきっかけになるような啓発を継続していきます。また、R4～R5にかけて、食事バランスを考えながら商品選びができるようなPOPを作成し、令和5年6月19日から掲示をしています。（市内21店舗にて展開中）
		○	学校では、給食だよりを活用した朝食レシピ等を提供し、また、小学校では家庭科の授業で朝食メニューを取り扱い、朝食の大切さを児童に伝えています。

2 施策と事業展開の見直し

現状と課題及び計画前期の評価を考慮し、本計画の体系は以下のとおり変更します。

●施策1 子どもの基本的な生活習慣の形成

乳幼児期～学齢期は、食習慣の基礎や食べる機能の発達、規則正しい生活リズムをつくる時期であり、保護者・児童それぞれに対して食育に関する知識の普及・啓発が重要となります。学校や保育園等の所属集団における食育推進と家庭への助言・支援を行い、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。

●施策2 健康寿命の延伸につながる食育の推進

絆調査結果から、普段の食事において減塩に取り組んでいる層は、高齢者層では割合が高くなっており、一方、若年層・中年層での減塩に対する実施割合は、低い傾向があります。また、週に5回以上バランスの良い食事を摂取している層は、高齢者層では6割以上の一方で、若年・中年層は4割に満たない結果となっており、早期から健全な食習慣を実践できるよう食育推進コンソーシアムを活用した取組を推進します。また、よく噛んでおいしく食べることが健全な食生活へと繋がるため、乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージに応じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。

●施策3 地域一体型の自然に健康になれる食環境づくり(横断的施策)

市内の企業・事業者等と連携し、生活習慣病予防や健康増進を目的とした食育推進コンソーシアムによる食環境づくりや食育普及事業等の取り組みにより、地域において食育の推進が着実に図られるように多面的な活動を推進します。

●施策4 わこ産わこ消の推進と伝統的食文化の継承

伝統的な食文化や地域農業、食の循環などへの理解を醸成するとともに、健やかな身体づくりに自らが関心をもち、健康的な食生活・食行動を実現できるような取り組みを行います。

●施策5 食への関心、理解を深め、感謝の気持ちをはぐくむ

共食する機会を持つことは、食の楽しさを実践するだけでなく、健全な食生活を習得する機会としても重要です。社会情勢の変化から共食の機会は減少している中で、希望する人が共食できるような取り組みを進めます。また、食品ロス削減に関しての教育や普及啓発を推進します。加えて大規模災害に対する備えの観点から、災害時の備蓄や食に関しての情報提供や啓発を推進します。

【施策の体系図】

●は新規事業・○は一部変更

基本方針	施策	事業展開	
生涯を支える健康づくり (ライフコースアプローチ)の 観点を取り入れた食育推進	子どもの基本的な 生活習慣の形成	①乳幼児期 (0～6 歳)	成長・発達に応じた離乳食・幼児食の支援
			保育園等における食育推進事業
			わこう版ネウボラによる個別栄養支援
		②学齢期 (7～18 歳)	●「早寝早起き朝ごはん」の普及啓発
			学校等における食育の推進
			○食に課題のある世帯への支援事業
	健康寿命の延伸に つながる 食育の推進	③青年期 (19～39 歳)	●食育推進コンソーシアムを活用した健康無関心層への啓発
		④壮年期 (40～64 歳)	○食育推進コンソーシアムによる減塩・減糖・減脂 ちよこっとプラス(果物・野菜)プログラム
		⑤高齢期 (65 歳以上)	生活実態調査等に基づく個別栄養マネジメント
			●生涯にわたり自分の身体や歯・口腔の健康を保ち、食生活を楽しむための食育の推進【新】
		⑥ 全ライフステージ	●健全な食生活に関する知識の普及・啓発
			●一般栄養相談による個別支援
地域一体型の公民協働に よるセルフヘルスケア マネジメント支援	地域一体型の自然に 健康になれる食環境 づくり (横断的施策)	○食育推進コンソーシアムによる地域食育イベントの実施	
		○食育推進コンソーシアムによる減塩・減糖・減脂・ちよこっとプラス (果物・野菜)プログラムの提供(再掲)	
		●食育推進コンソーシアムを活用した健康無関心層への啓発(再掲)	
		●健康に配慮した商品やメニューの設置や地産地消等を実施している 店舗(わこう食育推進店)の登録拡大	
正しい知識の習得と 食を通じた 未来につながる食育	わこ産わこ消の推進と 伝統的食文化の継承	地域における食育の推進・普及	
		●地場産野菜や果物の紹介・レシピ配布	
		○出前講座、収穫体験等体験型食育イベントの実施	
	食への関心、理解を深め、 感謝の気持ちをはぐくむ	●「だれか」と一緒に食べる「共食」の推進	
		●食品ロス削減の啓発	
		●災害時における家庭での備蓄の啓発	

第5章 見直し後の事業展開（計画書 P.120～124）

1 生涯を支える健康づくり（ライフコースアプローチ）の観点を取り入れた食育推進

（1）子どもの基本的な生活習慣の形成

①乳幼児期（0～6 歳）

- ・ 成長・発達に応じた離乳食・幼児食の支援
- ・ 保育園等における食育推進事業
- ・ わこう版ネウボラによる個別栄養支援

②学齢期（7～18 歳）

- ・ 「早寝早起き朝ごはん」の普及啓発【新】

《見直しの内容》

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要です。学齢期以降のライフステージへの啓発も同時に進めていくことで、家庭での正しい生活習慣の形成へと繋げていきます。

- ・ 食に課題のある世帯への支援事業【変更】

《見直しの内容》

生活困窮世帯だけではなく、様々な事情により欠食や食生活の乱れがある家庭を対象とした事業に変更しました。

- ・ 学校等における食育の推進

（2）健康寿命の延伸につながる食育の推進

③青年期（19～39 歳） ④壮年期（40～64 歳）

- ・ 食育推進コンソーシアムを活用した健康無関心層への啓発【新】

《見直しの内容》

市内の事業者と連携した栄養・食生活情報の提供等を行う等、普段の生活の中で健康への一歩を踏み出しやすくするような環境づくりを推進します。

- ・ 食育推進コンソーシアムによる減塩・減糖・減脂・ちょこっとプラス（果物・野菜）プログラム※【新】

《見直しの内容》

生活習慣病予防や健康寿命の延伸を図るため、減塩を軸にした啓発及び野菜や果物の積極的な摂取を促します。わこう食育推進店での情報提供や、健康イベントにて啓発を推進していきます。

※普段の食事内容に野菜の商品1品を加えることで1日の野菜摂取目標量に近づけることができるという内容のポップを、スーパーやコンビニエンスストアの商品プライスレール部分に掲示する取組。果物についても同様の取組を実施する。

⑤高齢期(65 歳以上)

- ・生活実態調査等に基づく個別栄養マネジメント
- ・生涯にわたり自分の身体や歯・口腔の健康を保ち、食生活を楽しむための食育の推進【新】

《見直しの内容》

健全な食生活を送るためには、身体機能・口腔機能が十分に機能し維持されることが重要です。バランスの良い食生活やゆっくりよく噛んで食べることの大切さなど、フレイルやオーラルフレイルの予防について市民講座やリーフレット等で啓発していきます。

⑥全ライフステージ

- ・健全な食生活に関する知識の普及・啓発【新】

《見直しの内容》

ホームページや SNS・食育チラシ・食育イベントの場・食育推進コンソーシアム等を活用し、朝食の摂取や歯・口の健康づくりの大切さなど、基本的な生活習慣づくりへの啓発や健全な食生活に関する情報を周知していきます。

- ・一般栄養相談による個別支援【新】

《見直しの内容》

健康づくりに関する相談があった際、健康増進センターにて電話や窓口等で支援していきます。

2 地域一体型の公民協働によるセルフヘルスケアマネジメント支援

(1) 地域一体型の自然に健康になれる食環境づくり（横断的施策）

- ・食育推進コンソーシアムによる地域食育イベントの実施（継続）
- ・食育推進コンソーシアムによる減塩・減糖・減脂・ちょこっとプラス（果物・野菜）プログラムの提供【新】（再掲）
- ・食育推進コンソーシアムを活用した健康無関心層への啓発【新】（再掲）
- ・健康に配慮した商品やメニューの設置や地産地消等を実施している店舗（わこう食育推進店）の登録拡大【新】

《見直しの内容》

食育推進コンソーシアムに参加する店舗や飲食店での減塩・減糖・減脂・ちょこっとプラス（果物・野菜）プログラムを展開し、外食や惣菜購入時でも栄養バランスに配慮した食生活を実践できるような食環境づくりを推進します。

食育推進コンソーシアムに登録した構成員は平成 30 年から令和 5 年までの間に 15 か所（関係課所含む）増加、食育推進店では 8 か所の増加となっています。食育推進店への登録拡大に取り組むとともに、食育推進店の認知度を上げるため、健診時や市内関係機関・事業所等でのチラシ配布に加え、SNS 等を活用した情報周知に取り組みます。

3 食を通じた正しい知識の習得と未来につながる食育

(1) わこ産わこ消の推進と伝統的食文化の継承

- ・地域における食育の推進・普及
- ・地場産野菜や果物の紹介・レシピ配布【新】

《見直しの内容》

JA 直売所やスーパーマーケット等の地場産野菜コーナーにて旬の野菜レシピの配布や、ホームページ等で地場産野菜や果物の情報提供を行います。

- ・出前講座、収穫体験等体験型食育イベントの実施（継続）

(2) 食への関心、理解を深め、感謝の気持ちをはぐくむ

- ・「だれか」と一緒に食べる「共食」の推進【新】

《見直しの内容》

社会環境の変化で共食の機会が減少している中で、家族や友人等と一緒に食卓を囲んで食事をとりながらコミュニケーションをとることは、食の楽しさや食育への理解を促進することに繋がります。共食をすることの大切さについての啓発を進めていきます。

- ・食品ロス削減の啓発【新】

《見直しの内容》

「もったいない」精神で料理の食べきりの推進や、食品の廃棄を減らすための情報提供をします。また、フードドライブ事業を行っている事業者に関する市民周知を行っていきます。

- ・災害時における家庭での備蓄の啓発【新】

《見直しの内容》

防災知識の普及と、家庭において3日分以上の備蓄をする啓発を行います。ローリングストック法による各家庭に合わせた日常の食料品の備えをするよう危機管理室と連携して情報発信を行います。

第6章 評価指標の設定

本計画を推進するにあたり、以下の評価指標を設定しました。

項 目	現状値 (R5)	目標値 (R8)
地場産野菜（埼玉県産・和光市産）を食べる市民の割合	43.9%※1	50%以上
朝食を欠食する市民の減少	—	—
1) 朝食を欠食する子どもの割合	2.2%※2	0% (国 0%)
2) 朝食を欠食する若い世代の割合（20～39 歳代）	22.3%※1	15%以下 (国 15%以下)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合(健康わこう21計画と同様)	—	—
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている子どもの割合（小・中学生）	50.9%※2	80%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合(健康わこう21計画と同様)	59.6%※1	80%以上 (国 50%以上)
1日当たりの食塩摂取量の減少 (健康わこう21計画と同様)	男性 10.7g 女性 9.7g ※3	男性 8.0g 以下 女性 7.0g 以下 国：男性 7.5g 以下 女性 6.5g 以下 国の食育推進基本計画では 8.0g
1日当たりの野菜摂取量の平均値	133.6g ※1	200g 以上 (国：350g 以上)
果物を毎日食べている市民	33.9%※1	40%以上
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合	84.5%※1	90%以上 (国：80%以上)
郷土料理や伝統料理を食卓に取り入れている市民の割合 (積極的に取り入れている・少し取り入れている)の増加	30.0%※1	50%以上 (国：50%以上)
ふだんから減塩等に気をつけた食生活を実践する市民の割合の増加	65.1%※1	75%以上 (国：75%以上)
食育推進コンソーシアム構成員および食育推進店の登録数	構成員 38 か所 推進店 14 店舗 ※4	構成員 50 か所 推進店 20 店舗
食育推進店を認知している市民の割合	25.1%※1	40%以上
食育認定マークを認知している市民の割合	27.7%※1	40%以上

※1：令和5年度絆調査結果

※2：食育アンケート（小学5年生・中学2年生）

※3：和光市国民健康保険ヘルスプラン

※4：令和5年度3月時点実績

【目標値設定の考え方】

中間評価では短期目標として設定し、令和9年の次期計画策定に向け、国や県の数値に近づけられるよう段階的に達成を目指していきます。

◆地場産野菜（埼玉県産・和光市産）を食べる市民の割合の割合

国・県では、学校給食における地場産物活用を推進していますが、和光市では直売所や直売センター、収穫体験ができる場があるため乳幼児期や学齢期だけではなく市民全体に対しての目標を設定しました。地場産物は食育推進店で取り扱いも多いため、加入店舗拡大に伴い市民への周知につなげていきます。

◆朝食を欠食する市民の子ども・若い世代（20～39歳代）の割合

◆主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている子ども・市民の割合

乳幼児期・学齢期の食習慣形成の時期に地域や学校、食育推進コンソーシアム等が一体となって家庭と連携し、子どもと保護者が一緒に食習慣づくりに取り組めるよう、子ども（小・中学生）にも数値目標の設定をすることとしました。

◆1日当たりの野菜摂取量の平均値

現状の市民の野菜摂取量が国・県が示す目標値である350gの1/3程度の量であることから、段階的に目標を設定することとし、現状値に1皿分の野菜（約80g）を加えた重量に近い数値を目標値として設定しました。

◆果物を毎日食べている市民

国では果物摂取量を目標としていますが、絆調査の結果から、当市では果物を毎日食べている市民が少ないという現状をふまえ、当面は摂取頻度を増やすことを目標とすることで果物摂取量を増やしていくことを図っていきます。

◆食育推進コンソーシアム構成員および食育推進店の登録数

◆食育推進店を認知している市民の割合

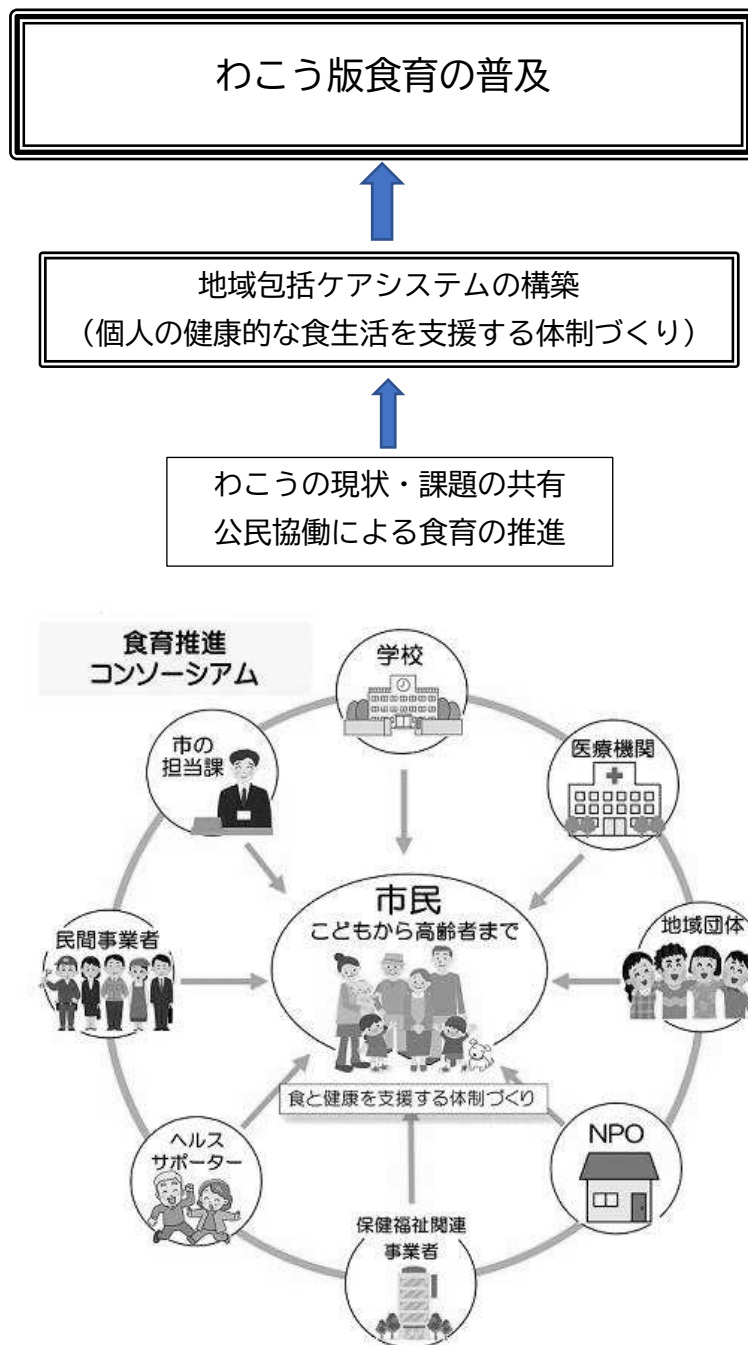
◆食育認定マークを認知している市民の割合

平成30年から令和5年までの市内のスーパーマーケット・飲食店は増加傾向にあり、食育に取り組む市内事業者の登録数増加を目指し目標値を設定しました。

また、食育推進店および食育認定マークの認知度は令和30年度から令和5年までの間に大きく増加しましたが、さらなる認知度の向上を図るため、食育推進コンソーシアム構成員や食育推進店登録店舗の新規加入の目標と連動した目標値を設定しました。

(参考資料)

食育推進コンソーシアムイメージ図



【食育推進コンソーシアムとは】

こどもから高齢者まで、すべての市民の「食と健康」を考えた食環境づくりに向けて、和光市の健康課題や食育に関する情報を共有し、会議の中でアイデアを出し合いながら具体的な取組を検討していきます。企業・事業者・地域団体・ボランティア等、様々な関係者が主体的かつ多様にコラボしながら公民協働を実現していくことで、地域包括ケアシステムを活用し、より実効性の高い食育の展開を目指していくものです。

(参考資料)

食育推進コンソーシアム参加事業所・団体・関係課所

令和5年度参加事業所・団体:39か所 関係課所:11課(事務局含む)

区分	食育 推進店	名称	区分	名称
スーパー 食品小売店・ コンビニエンス ストア 飲食事業者等	○	イトーヨーカドー和光店	相談 機 関 等	総合児童センター
	○	いなげや和光新倉店		北地域包括支援センター
	○	ベルク白子店		北第二地域包括支援センター
	○	ベルク西大和店		中央地域包括支援センター
	○	セブン-イレブン和光新倉店		統合型地域包括支援センター
	○	セブン-イレブン和光丸山台店		南地域包括支援センター
	○	セブン-イレブン和光下新倉店		北子育て世代包括支援センター
	○	セブン-イレブン和光店		中央子育て世代包括支援センター
	○	セブン-イレブン和光白子2丁目店		南子育て世代包括支援センター
	○	セブン-イレブン和光新倉2丁目店		和光くらし・仕事相談センター すてっぴ
	○	セブン-イレブン和光新倉8丁目店		和光くらし・仕事相談センター すたんどあつぷ和光
	○	株式会社ファミリーマート埼玉リージョン		高齢者福祉センター ゆうゆう
	○	有限会社 池田物産(かつをぶし池田屋)		生活介護施設 ゆめちか
	○	JAあさか野和光農産物直売センター		南児童館
	○	ラマンドール株式会社 パパピニョル	行政	長寿あんしん課
	—	株式会社セブン-イレブン・ジャパン		障害福祉課
	—	LT税務大学内店		学校教育課
団体・ 施設	—	一般社団法人 YY企画		保育センター(保育サポート課)
	—	食文化研究会		保育施設課
	—	和光市農業後継者倶楽部		産業支援課
	—	明治安田生命保険相互会社 池袋支社		市民活動推進課
	—	NPO法人 埼玉県食育協会		危機管理室
	—	NPO法人 ぽけっとステーション		子ども家庭支援課
	—	和光福祉法人 和光福祉会(福祉の里)		地域共生推進課
	—	朝霞保健所管内地域活動栄養士会 えぷろん		健康支援課(事務局)

参加事業所・団体(平成30年3月31日時点)は24か所 関係課所:7か所

卷 末 資 料

1 和光市健康づくり基本条例

平成25年3月25日

条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策（第8条—第10条）

第3章 健康づくりの推進体制（第11条—第14条）

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会（第15条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

健康であることは、疾病や障害の有無に関係なく、市民が生き生きと安心して生活し、自己実現を図るための基盤となるものであり、全ての市民が健康であることは、市民一人一人の生活のみならず市全体としての福祉の向上につながるものである。

市は、市民の健康を増進させるため、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めており、その実現のためには、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進していく必要がある。

そこで、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を営む者をいう。

2 この条例において「関係団体等」とは、市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 健康づくりは、市民一人一人の心身の状態等に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない。

2 健康づくりは、市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない。

3 健康づくりは、市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

(関係団体等の責務)

第7条 関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(健康づくりの推進に関する取組)

第8条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組

(2) ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

(調査及び分析)

第9条 市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

(目標の設定)

第10条 市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表するものとする。

第3章 健康づくりの推進体制

(連携及び協働)

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第12条 市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係団体等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するように求めることができる。

(推進体制の整備)

第13条 市は、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(ヘルスサポーターの育成)

第14条 市長は、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターの育成に努めるものとする。

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会

(設置)

第15条 市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するため、市長の附

属機関として、ヘルスソーシャルキャピタル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第16条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第17条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が会議を公開することに支障があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

第5章 雑則

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 和光市ヘルスソーシャルキャピタル審議会名簿

(敬称略)

番号	氏 名	選出区分	所属団体名
1	村山 洋史 ◎	知識経験を有する者	東京都健康長寿医療センター研究所 (社会参加とヘルシーエイジング研究チーム 研究副部長 テーマリーダー)
2	筒井 孝子		兵庫県立大学大学院 (社会科学研究科 教授)
3	大冢賀政昭		国立保健医療科学院 (医療・福祉サービス研究部 主任研究官)
4	細田 泰雄 ○	関係団体等を代表する者	朝霞地区医師会 (国立病院機構埼玉病院 院長)
5	佐藤 貴映		朝霞地区歯科医師会 (ひかり歯科クリニック院長)
6	清水 勝子		朝霞地区薬剤師会 (新倉健康薬局)
7	山本 真由美		朝霞保健所 (担当部長)
8	木田 亮		和光市自治会連合会 (会長)
9	加藤 典子	公募による市民	公募委員
10	本間 貞夫		公募委員

◎ 会長 ○ 副会長

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

3 第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画（中間見直し）策定経過

年 月 日	実施内容
令和5年5月11日	第1回 ヘルスソーシャルキャピタル審議会 ・第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画中間 評価及び市民アンケート調査票について ・令和5年度食育アンケート（小学5年生・中学2年生対象） について
令和5年12月5日～ 12月15日	第2回 ヘルスソーシャルキャピタル審議会（書面開催） ・第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画中間 見直し（案）について
令和6年1月15日	第3回 ヘルスソーシャルキャピタル審議会 ・第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画中間 見直し（素案）の確定について
令和6年1月25日～ 2月15日	パブリックコメントの実施 （2月8日（木）、10日（土）に市民説明会を開催）
令和6年2月28日	第4回 ヘルスソーシャルキャピタル審議会 ・第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画中間 見直しの確定について（諮問）

第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画
(中間見直し)

令和6年3月

発行／和光市 健康部 健康支援課
〒351-0106 埼玉県和光市広沢 1-5-51
TEL 048(424)9128 FAX 048(465)0557

